

社会的な孤独・孤立対策に関する要望・提言

全国市議会議長会は、社会的な孤独・孤立対策に関する要望・提言を別記のとおり決定いたしましたので、政府及び国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

令和7年2月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 坊 恭 寿
(神 戸 市 会 議 長)

全 国 市 議 会 議 長 会
令和6年度「社会的な孤独・孤立問題に関する特別委員会」
委 員 長 藤 澤 進 一
(江戸川区議會議長)

社会的な孤独・孤立対策に関する要望・提言

我が国においては、非正規雇用の増加等の雇用環境の変化、核家族化や単身世帯・単身高齢者の増加等の社会環境の変化により、人と人との関係性や「つながり」の希薄化が進行してきた。さらに新型コロナウイルス感染症の影響により、内在していた孤独・孤立の問題がより顕在化・深刻化し、大きな社会問題になっている。

このような中、国においては、令和3年2月に孤独・孤立対策担当大臣が任命され、政府一体となって孤独・孤立問題に取り組み、令和6年4月には孤独・孤立対策推進法が施行された。そして、同法に基づき内閣府に設置された孤独・孤立対策推進本部が同年6月に孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（以下「重点計画」という。）を決定し、施策の一層の強化が図られたところである。

また、地方自治体においても、関係法令や国の取組等を踏まえ、地域住民、NPO等の各種団体、社会福祉協議会、民間企業等と連携して、地域の実情に応じた孤独・孤立対策の取組を進めている。

しかしながら、社会的な孤独・孤立問題の解決に向けては多くの課題があり、国による対策の強化と地方自治体等への支援措置の拡充等が必要である。

よって、本委員会は、下記の事項について国に対し強く要望するとともに、地方自治体等に対し提言する。

記

【国に対する要望】

1 孤独・孤立対策の充実強化

(1) 重点計画の着実な推進

重点計画に基づく施策を着実に推進すること。また、重点計画を見直す際には、地方自治体や民間支援団体等の意見を的確に反映させること。

(2) 孤独・孤立の実態把握

① 実態調査の早急な実施

地方自治体における孤独・孤立対策に関する施策の立案に資するよう孤独・孤立の背景や要因、当事者及びその家族等

(以下「当事者等」という。) の状況などの実態を把握する調査を早急に実施し、その分析結果を地方自治体に提供すること。

(2) 地方自治体が実施する実態調査への支援

地方自治体が地域における孤独・孤立の実態を把握するための調査方法及び分析方法を情報提供するとともに、専門家等による助言を受けられるよう支援すること。

(3) 孤独・孤立対策の取組に関する指針・ガイドラインの提示

地方自治体が議会、庁内及び地域住民に孤独・孤立対策の具体的な目標や成果を示せるように取組に関する指針・ガイドラインを作成して提示すること。

(4) 他事業のプラットフォーム・協議会との連携モデルの提示

地方自治体においてプラットフォームや協議会等の設置を求められる事業が増えてきている中、地方自治体及び関係者が負担なく取り組めるように地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム(以下「地方版プラットフォーム」という。)及び孤独・孤立対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)と他事業のプラットフォーム・協議会との連携モデルを提示すること。

(5) 国民への周知・啓発活動の強化

孤独・孤立問題は、社会全体で予防や対策に取り組んでいく必要があることから、地方自治体及び関係団体と連携してインターネットやテレビ広告等の様々な媒体を通し、国民への周知・啓発の更なる強化を図ること。

(6) 「つながりサポーター」養成の充実

市区町村の職員だけでは様々な困難を抱えている人を把握することは困難であるため、一般市民を担い手とする「つながりサポーター」の制度を広く周知し普及を促進するとともに、国による養成事業の充実を図ること。

(7) 都道府県と市区町村の役割分担の明確化

孤独・孤立対策においては、市区町村と都道府県との連携及び都道府県による後方支援が必要であることから、孤独・孤立対策全般に係る都道府県と市区町村の役割分担について検討し、明確化すること。併せて標準的な連携モデルを提示すること。

2 地方自治体等に対する支援措置

(1) 財政支援・情報提供

① 社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金の拡充

社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金については、市区町村も対象とされたところであるが、孤独・孤立対策の成果があらわれるには相応の時間を要することから、長期に継続して交付可能な制度とするなど更なる拡充を図ること。

② デジタル技術を活用した取組への支援措置の拡充

ポータルサイト・SNS・A I 等を活用した相談支援やインターネット上の居場所の提供は、誰でも気軽にいつでも利用可能であり、人員不足の中においても声をあげやすい環境づくりとして有効であることから、デジタル技術を活用した取組への財政支援の拡充を図るとともに、先進的な活用事例を情報提供すること。

③ 孤独・孤立対策に活用可能な補助金・交付金の情報提供

孤独・孤立対策に活用可能な各府省庁の補助金・交付金や活用事例について地方自治体に情報提供すること。

④ N P O等への支援措置の拡充

孤独・孤立の当事者等への支援に従来より携わってきたN P O等の果たす役割は大きいため、こうした支援団体等の育成・確保及び活動への継続的な財政支援などの支援措置を拡充すること。

⑤ 職員派遣等の伴走支援の明確化

地方版プラットフォームや地域協議会の官民連携体制の構築に際して、市区町村へ職員派遣の伴走支援を行うこと。また、立ち上げ段階の財政的、人的事項を含めた伴走支援の内容を早急に明確化すること。

(2) 人材育成への支援等

① 研修会の開催等

地方自治体が当事者等への支援を行うために必要な人材の確保に資する研修会の開催や専門機関等による助言を行うこと。併せて、地方自治体が行う研修や相談員の待遇改善など人材育成に係る費用に助成すること。

② 地域における担い手確保への支援

人口減少、高齢化に伴い、孤独・孤立対策に重要な役割を担う民生委員・児童委員やボランティア等の担い手不足が深刻化していることから、民生委員・児童委員の活動費の増額等の財政措置の充実や活動内容の周知・啓発を図るなど地域における人材育成・担い手確保への支援を強化すること。

【地方自治体等に対する提言】

1 地域住民の意識啓発

孤独・孤立問題を解消するためには、人と人及び人と社会の「つながり」の確保が大切であり、社会全体で予防や対策に取り組んでいく必要がある。そのため、地方自治体は、様々な媒体を通して住民への意識啓発の取組を進め、孤独・孤立問題についての理解を深めてもらうことが重要である。

2 地方自治体内の全庁横断的な組織体制の構築と情報共有

孤独・孤立対策は、当事者等の状況により、求められる支援のあり方も様々であり、地方自治体の福祉分野だけではなく庁内全体で取り組む必要がある。そのため、全庁横断的な組織体制の構築と情報共有及び人事異動があっても当事者等との「つながり」を維持できるような仕組みが必要である。

3 相談支援と居場所づくり

(1) 当事者等の立場に立った相談支援

地方自治体は、当事者等の気持ちを汲み、周囲が孤独・孤立状態に対する気づきや理解を深めるための相談支援のあり方を検討し、地域における気づいた誰かが相談支援等につなげられる仕組みをつくる必要がある。また、当事者等が気軽に相談できるための工夫が必要である。

(2) 誰もが役割や出番を持てる居場所づくり

地方自治体及びN P O等は、孤独・孤立対策における居場所づくりにおいて、当事者等への一方向の閉じた取組ではなく、訪れた誰でもが役割や出番を持てる場にし、当事者が「認められている」「認められたい」と思える居場所にしていく必要がある。

(3) デジタル技術を活用した相談支援・居場所づくり

地方自治体は、人員不足の中でも当事者等が都合の良い時間帯に気軽に利用できるなど効果が期待できるデジタル技術を活用した相談支援や居場所づくりに取り組む必要がある。

4 地方版プラットフォームの構築

(1) 多様な主体が連携した地方版プラットフォームの構築

地方自治体は、地方版プラットフォームの構築にあたって、NPO等、企業、住民など分野・領域を限定せず多様な主体と連携していくことが重要である。

(2) 広域的な地方版プラットフォーム構築の検討

地域の実情により社会資源が限られる中、市区町村単独での地方版プラットフォームの構築が困難な場合は、広域的な圏域での構築を検討する必要がある。

5 都道府県による支援

(1) 広域連携への支援

都道府県は、近隣の市区町村が広域的に連携して当事者等が居住している市区町村外での相談や居場所等の利用、居住地域外の勤務先や就学先での支援等が可能となる体制の構築を支援することが必要である。

また、広域的な地方版プラットフォームの構築にあたっては、都道府県は関係市区町村と情報共有や意見交換を行いながら検討を進める必要がある。

(2) 人材育成への支援

都道府県は、市区町村が孤独・孤立対策に必要な人材を確保できるよう人材の派遣や研修会を開催するなど人材育成の支援に取り組む必要がある。